

## 農地の売買、貸借等の許可（農地法第3条）のポイントと申請から許可までの流れ

農地の売買、贈与、貸借などには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となりますのでご注意ください。

### ●農地法第3条の許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・申請時点で所有しているまたは借りている農地のすべてを耕作しており、かつ、申請地を効率的に耕作すること
- ・申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること
- ・申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積（※）以上であること
- ・申請地の周辺の農地の利用に影響を与えないこと

※ 下限面積とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

酒々井町農業委員会では、下限面積を次のように定めています。

地域	下限面積
町内全域	50アール

〔下限面積設定理由〕

下限面積を設定するに当たっては、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作者総数の4割を下らないよう農地法施行規則第20条第1項第3号で規定されている。

2005年農林業センサスの調査結果を用いたところ、全体で258世帯に対し、50アール未満の耕作者が36世帯と全体の14%となっているので、平成21年11月19日開催の農業委員会総会において、現行の下限面積である50アールとした。

なお、同総会において、農林業センサスの結果が大幅に変わった、または、社会情勢が大きく変貌したなどの際に再度検討することとし、その間は50アールとすることとした。

また、平成23年1月23日開催の農業委員会総会において、平成22年度実施の農地利用状況調査結果を踏まえ再度検討を行ったが、前回実施の遊休農地調査とほとんど差異がなかったため現行どおりとし、今後実施する農地利用状況調査結果に大幅な変動が生じた際に再度検討することとした。

### ●農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続などをご説明いたします。

酒々井町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

#### 申請者の流れ

申請についての相談	農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。
申請書の記入	申請内容に応じて申請書（ホームページからダウンロードできます）を作成していただきます。なお、作成に当たっては、別添の記載例をご参照ください。
必要書類の入手	別添の農地法第3条許可申請書添付書類をご参照ください。なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。
申請書提出前の再確認	記入漏れや必要書類に不足があると、追加提出等により許可まで時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度、記入例や必要書類一覧でご確認ください。
申請書の提出／受付	ご足労ですが、農業委員会事務局までお越しくください。

#### 農業委員会の流れ

申請書の提出／受付	毎月21日から25日まで（閉庁日除く）受け付けいたします。
申請内容の審査	申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、地区担当委員による現地確認を行います。地区担当委員が申請者の方からお話をお聞きする場合がありますので、ご承知おきください。
農業委員会総会	毎月5日前後に開催される農業委員会総会で、許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。地区担当委員の判断等により、譲受人の方に総会に出席していただき、営農計画等をご説明していただく場合がありますので、ご承知おきください。
許可書の交付	ご足労ですが、農業委員会事務局までお越しくください。

# 記載例

農地法第3条の規定による許可申請書

所有権  
賃借権  
使用権  
下記農地について [ 設定 ・ 移転 ] したいので、.....

申請人  
譲受人氏名 (名称) 印  
譲渡人氏名 (名称) 印  
個人が自署する場合は押印を省略できる

記

1 申請当事者の氏名(名称)、住所、職業及び年齢

当事者	氏名	年齢	職業	現住所	備考
譲受人	新所有者 or 借人				
譲渡人	現所有者 or 貸人				

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称

所在・地番	地目		面積 (㎡)	107-ル 当り普通 収穫高	利用 状況	所有者氏名 (名称)	利用者 (所有権以外の使用収益権が設定されている場合)		備考
	登記	現況					氏名	利用権原	
土地登記事項証明書のとおり記載								賃借権	

現況を申請者が判断し記載

借地の場合記載

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細  
農業経営の規模拡大 ・ 新規就農

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

平成〇年〇月売買契約予定〇〇万円 ・ 平成〇年〇月贈与予定  
平成〇年〇月賃貸借契約予定 年〇万円 or 米〇kg 平成〇年〇月まで

5 権利を設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、..... (単位: ㎡)

	譲受人					経営地 ①+④	譲渡人			
	所有地			借入地			自作地 ①	借地 ②	貸付地 ③	経営地 ①+②
	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	耕作地 ④	その他 ⑤					
田 畑 計 山林その他	農業経営の実態と同じ数値を記載 「自作地」「借入地」には、権原に基づき現に耕作しているものを記載 「その他」には、不耕作地を記載									

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員(構成員)が.....

	氏名	年齢	続柄	職業	農作業従事日数	備考
世帯員 常雇	農業経営の実態と同じ数値を記載					
季節雇・臨時雇	年間延日数		日			

8 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具の保有状況

数量	種類	トラクター	コンバイン	田植機	乾燥機	耕運機
確保済み	所有 リース	〇台	〇台	〇台		〇台
導入予定 (資金繰りについて)	所有 リース				〇台 JAより借入	